# 日本のセーフティネットの在るべき姿 —生活保護から考える—

長尾知樹

## 目次

#### はじめに

- 1. 生活保護制度とは
  - 1.1 生活保護制度の概要
  - 1.2 生活保護制度の歴史的背景
  - 1.3 制度利用の現状
- 2. 生活保護の問題と欠陥
  - 2.1 受給への障壁:水際作戦
  - 2.2 受給者へのまなざし:生活保護バッシング
  - 2.3 問題解決のための運動と対策
- 3.生活保護バッシングの背景にあるもの
  - 3.1 社会保障制度への不信
  - 3.2 根強い自己責任論
  - 3.3 "すべり台社会"とセーフティネットの不在
- 4.日本のセーフティネットの在るべき姿
  - 4.1 社会規範
  - 4.2 制度·政策

おわりに

## はじめに

生活保護制度という社会保障制度が日本には存在する。その制度とは、生活が困窮する 人々に対して必要な保護を行い、その当事者の自立を支援するというものだ。このような 社会保障制度が自立生活から零れ落ちる国民を掬う網、"セーフティネット"の役割を果 たし、たとえ人々が生活する上で危機的状況に陥ったとしても、然るべき援助を受けられ るという構造になっている。

そのようなセーフティネット、とりわけ生活保護制度は、それを真に必要とする人に渡るよう適切に運営され、国民もまたその制度に対して適切に理解し支えていくべきものであるが、現状はそう上手くはいっていない。近年に起こったお笑い芸人の家族の不正受給疑惑を糾弾する報道や、「生活保護なめんな」と書かれたジャンパーを着て業務を行った自治体が大々的に報道される(生活保護問題対策全国会議 2017:6)など、様々なニュースが世間を騒がせた結果、終いには「ナマポ」という蔑称で呼ばれるに至ってしまっており、制度自体にマイナスイメージが根付いてしまっていることが指摘できるだろう。

なぜ、そのような一見適切に運営され、国民に理解されるべき "セーフティネット" が、そこまでのマイナスイメージを擁するに至ってしまったのだろうか。その原因は、もちろん制度自体や、その制度を運営する側にもみられるだろう。また、その問題点については近年多く取り上げられている。

本稿では、その生活保護制度の問題をさらに深く掘り下げ、その問題の根幹について、 日本の社会の構造的な問題や、国民性、思想などに注目しつつ論じ、またそこで明らかと なった問題の根幹を受けた、日本において在るべき理想的なセーフティネットの形や、そ のセーフティネットに対して国民が持つべき眼差しの在り方を考察していく。

具体的な章立てと、その内容について簡単に記載する。第1章では、生活保護制度の概要と、現状の制度に至るまでにどのような変遷があったかということについて整理する。続く第2章では、一般的に生活保護の問題だとされている、「水際作戦」「バッシング報道」について実際の事例も含めて記述し、その問題に対し現状どのような対策が講じられているという点についても整理していく。本章のメインである第3章では、そのような問題点の根幹にあると推察した、日本人の思想や国民性や、社会保障制度への信頼、また日本社会が抱えている社会構造的な問題について紐解き論じていく。最後に、第4章では、前3章で整理した問題点を受けて、本稿の題目にも据えている"在るべきセーフティネットの姿"また、そのセーフティネットに対して国民がどういった眼差しを向けるべきなのかという点について述べ、本稿の結びとする。

## 1. 生活保護制度とは

#### 1.1 生活保護制度の概要

本章では、まず初めに生活保護制度の概要と、その施行の背景と現行の制度に至るまでの歴史を整理し、現状の生活保護制度がどの程度活用されているかについて述べていく。

生活保護制度とは、厚生労働省<sup>1</sup>によると、「資産や能力等すべてを活用してもなお生活に 困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活 を保障し、その自立を助長する制度」である。また、その制度の目的は、生活に困窮する方 に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障 するとともに、自立を助長するということである。同内容が生活保護法の第1条にも記され ている。

また、同法の第2条から第4条に渡って、生活保護制度の原理について記されている。第2条では、「すべて国民は、この法律定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」こと、また第3条では、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持することができるものでなければならない」こと、更に第4条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」こと、また「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先されて行われる」ということ。また、上2項の規定は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」ということが述べられている。

以上の第1条から第4条の内容は、それぞれ「国家責任」「無差別平等」「最低生活」「補足性」と呼ばれ、生活保護制度の根幹を担う原理である。また、その生活保護制度を実施するにおいて4つの原則が存在し、それらは同法の第7条から第10条に記されている。

第7条では、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。」ということ、第8条では、「基準および程度の原則」と言い、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」ということ、第9条では、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」ということ、第10条では「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」ということがそれぞれ明記されている。これらは、「申請保護の原則」「基準及び程度の法則」「必要即応の原則」「世帯単位の

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html

<sup>1</sup>厚生労働省「生活保護制度」

原則」と呼ばれている。上に述べた4つの原理と、4つの原則が現行の生活保護の概要である。

#### 1.2 生活保護制度の歴史的背景

生活保護研究会(2018:1)は、日本の公的扶助制度は、701年に施工された大宝律令や、 徳川時代に行われていた施策に、現行の社会保障制度の萌芽が見られると述べている。しか し、現在の社会保障制度の原型により近い近代的公的扶助の姿は、まず 1874 年に制定され た「恤救規則」に見ることが出来る。(本田 2009:25) 本田 (2009:25) によれば、「恤救」 とは「あわれみ救うこと」であり、その概念を冠して制定された「恤救規則」は、前文と5 条からなる簡単な規則で、近隣の助け合いである「隣保相扶」を基本としている。その規則 は、制定以前は幕藩体制の下で行われていた浮浪者や病人の収容施設や、飢饉に備え米や金 を備蓄するなどの仕組みは廃止され、全国統一の救済基準を示し、中央集権化されたという 点で大きな変化だといえる。(池田・砂脇 2009:10)「恤救規則」が救護の対象としている層 は、働くことが出来ず、また身寄りもなく、近隣の扶助も見込めない重度の身体障害者、70 歳以上の高齢者、重病人、13 歳以下の児童に限定されており、また救護を受けるためには 戸籍上の確認がされたため、定住することが条件となり、浮浪者は排除された。(本田 2009:26) このように、恤救規則は対象者が極めて限定されたため、その後の貧困者や社会 不安の増大には対応できなくなった。そのような事態を受けて、政府は帝国議会に「窮民救 助法」を提案したが、前述した「隣保相扶」を基本とする考えが支配的であったため、廃案 へと至った。その後も様々な形で改正案が提言されたが、「惰民をつくり貧民の数が増え、 国費が乱調される」などと反対意見が強く、成立しなかったという。(本田:2009:27)

また、現代の社会保障制度の源流は、上述した「恤救規則」を改正する形で 1929 年に制定された「救護法」により色濃く見られるという。(生活保護研究会 2018:1) しかし、生活保護研究会 (2018:1-2) によると、これらの法律は救護における国家責任の明確な規定を欠いており、また、この制度においても失業による困窮は救護の対象とはしない、というように差別的・限定的であったため、当時の要保護者の救済に十分な対応ができなかったことから、その後、母子保護法、軍事扶助法、医療保護法などの制定をし、終戦を迎えることとなった。以上の前近代の流れを踏まえると、一見、2018 年現在施行されている、生活に困窮する国民を救済せんとする社会保障制度、その性質とは乖離しているように思える。しかし、池田・砂脇 (2009:9) によれば、上に述べたような前近代・近代の窮民救済施策の中には、「本人の努力ではいかんともし難い貧民についてはまずは家族で扶養すべきであって、家族が扶養すべきであって、家族がいない場合には村落共同体での扶養が要請される」という思想が根づいており、その思想は近代、ひいては現代の社会福祉思想にまで影を落としているという。その思想が大きな生活保護バッシング報道へと繋がっている例が存在するが、それは第2章にて詳述する。

主題である日本の社会保障制度の歴史に話を戻す。第二次世界大戦迄に上記のような歩みをとっていた日本の社会保障制度は、第二次世界大戦後、大きな転換点を迎える。戦後、戦災者や引揚者、失業者などが急増し、旧来の制度ではそのような人々に対し適切な対応をすることが不可能な状況に陥ってしまった。そのため、1945年12月に、「生活困窮者緊急

生活要綱」が制定され、上に述べたような生活困窮者に宿泊、給食、医療、衣料、寝具、その他生活必需品の給与や食料品の補給をすることを取り決めた。しかし、この措置はあくまで臨時的、応急的な対策であったことから、1946年9月に旧来の救護法やその他社会保障について定めた法律は廃止され、それらを集約した旧生活保護法が制定された。その後、社会保障の在り方に対して各方面で議論が行われ、また現実の社会情勢から生活保護制度の拡充強化の必要性が生じたため、1950年5月に旧生活保護法が全文改正され、ほぼ現在の形の生活保護法が制定施行された。その後、社会情勢の変化への対応や、不正受給事案に厳正に対処することを目的に、2013年12月に生活保護法が改正され、現行の制度と至った。(生活保護研究会 2018:2-3)以上が、生活保護制度が現在の形に至るまでにどのような変遷を経たかという流れである。

## 1.3 制度利用の現状

前章で述べたような流れで現行のかたちへと至った生活保護は、現在どの程度活用され ているのだろうか。この節にて、その制度利用の現状について述べていく。厚生労働省が発 行している被保護調査の最新のデータ(厚生労働省 2017:)によると、2017 年 2 月現在で 214.8 万人、全国民の中で 1.69%に及ぶ人々が制度を利用しているという。このデータから、 近年の利用者数は、2009年に起きた世界金融危機以降急増したが、それ以降はほぼ横ばい で推移していることが読み取れる。実際の利用者数は以上の通りであるが、本当に制度を必 要としている人間が制度を活用できているのかという問いを、「捕捉率」という視点から考 察したい。本田(2009:103)によれば、「捕捉率」とは、「生活保護を受けることができる人 のうち、実際に生活保護を受けている人の割合、いいかえれば生活保護基準以下の収入しか ない世帯の構成員のうち、実際に生活保護を受けて暮らしている人の割合」である。稲葉 (2008:69) によると、2008年時点での日本における生活保護制度の捕捉率は15.3%であ るという。この数字は、諸外国、とりわけ日本と同じ先進諸国と比較すると極めて少ないこ とが指摘できる。日本弁護士連合会(2012:1)が提示した諸外国の生活保護捕捉率調査によ ると、ドイツは 64.6%、フランスは 91.6%、スウェーデンは 82%、イギリスは 47-90%であ るという。このデータから、先進諸国の社会保障制度の捕捉率は、日本に比べて捕捉率が数 倍以上高いということが分かり、より多くの国民に活用されていることが読み取れる。また、 本田(2009:107)は日本国内においても、捕捉率に地域間の差があることを指摘している。 その原因は次章以降にて考察していく。

「捕捉率」という数字に注目すると、日本において生活保護制度が本当にそれを必要とする人々に行き渡っていないということが理解できただろう。生活保護制度は元来、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するはずのセーフティネットであるはずなのに、なぜ保護を必要とする人々に十分に行き渡らせることができないのであろうか。その問題点や、制度自体の欠陥について第二章で整理し、述べていく。

## 2. 生活保護制度の問題点

#### 2.1 受給の障壁:水際作戦

前項で述べた、日本における生活保護捕捉率の低さ、その原因の一つとして、受給に至るまでに立ちはだかる障壁、すなわち各自治体の福祉事務所の窓口対応の杜撰さが挙げられる。また、そのような杜撰な対応を表わす「水際作戦」という言葉が存在する。稲葉(2013:45)によると、水際作戦とは、「福祉事務所が生活に困窮している人に生活保護の申請をさせず、窓口で追い返す」という手法である。

その源流は、厚生省(当時)が1981年に発表した「生活保護の適正実施の推進について」と題する通知、通称生活保護法一二三号通知という方針に見ることが出来る。(稲葉 2013:50) その方針とは、生活保護の申請者に対して資産の保有状況、収入状況を厳しくチェックするというものである。その通知が出されたきっかけとしては、1980年に和歌山県御坊市で暴力団員が生活保護費でナイフを購入し、銃刀法違反で逮捕されるという事件や、同年に北九州市などでも暴力団員の生活保護不正受給問題が多く発覚したことが挙げられる。この一二三号通知は全国各地の福祉事務所で「水際作戦」を誘発することになったと稲葉は述べている。(稲葉 2013:54)

水際作戦の具体的な手法としては様々あるが、最も多いのは「窓口を訪れた人に対して面接担当者が『ご相談』という名目で話を聞くものの、申請書は渡さず、相談者があきらめて帰るのを待つ」という手法である。(稲葉 2008:45) その際、制度に対する虚偽の説明を行うことで申請を断念させるという。

このような福祉事務所が行う水際作戦の典型的な例としては、1987 年から 32 年間に渡って行われた「ヤミの北九州方式」というものが挙げられる。生活保護問題対策全国会議(2017:109)によると、北九州市は、その「ヤミの北九州方式」を基に、保護率を 6.7%から 1.3%まで激減させた。そのような激減に一番作用したのは、具体的な数値目標であるという。また、生活保護研究会(2017:109)は数値目標が保護率を下げた過程について、以下のように記述している。例えば、ある福祉事務所は年度当初に「水際作戦」として 600 人の相談者のうち 100 人までしか申請書を渡さないと決め、「辞退届の強要」では、ケースワーカー1 人あたり 5 件以上を廃止させることをノルマ化していた。しかし、この数値目標の導入当初はあまりうまく機能していなかった。なぜなら、当時の福祉事務所は出世コースから外れたいわば窓際職場で、経歴の長いベテランケースワーカーが多く、長期勤務により職能集団化していたことにより、国や上司の命令を職人魂で跳ね返していたからである。この状況に危機感を覚えた国の天下り官僚は、1980年代前後から、彼らを異動させて職能集団を解体し、20代・30代の若手事務職員に入れ替えた。その異動の裏には、"上司の命令を 2~3年間忠実に実践すれば係長試験に合格させる"という人事が導入されていた。そのような人事は数値目標達成に大きく作用し、保護率の激減へと繋がったのである。

何故、そのような数値目標を掲げてまで「水際作戦」は起こってしまうのだろうか、その原因として、稲葉(2013:48)は国と地方自治体の生活保護費負担の問題や、福祉事務所の人的体制が不足していることを挙げている。生活保護の国庫負担割合は 1984 年まで 8/10

だったが、その後 1989 年に 3/4 に変更されて今に至っている。そのことは地方自治体にとってみれば、生活保護費の 1/4 が自治体負担になってしまうことを意味している。生活保護費の国庫負担の割合の問題は、2011 年 5 月から 12 月まで開催された「生活保護制度に関する国と地方の協議」において地方自治体側から問題提起がなされたが、厚生労働省側は折に触れ、国庫負担割合を変更するつもりはないと明言している。以上のような地方自治体の負担の割合の増加は、その自治体が抱える受給者数をセーブしなくてはならないという意向を後押しするものである。(稲葉 2008:48-49)

また、生活保護の利用者が増えると、生活保護の管理担当を担うケースワーカーの負担が増えることも水際作戦の背景にあることを稲葉(2013:49)は指摘している。稲葉は、かつて東京都内の福祉事務所で生活保護の申請に至るまでの面接を担当していた職員から「同じ所内に二つの福祉事務所があるかのような雰囲気になっている」という話を聞いたと述べている。ある職員が生活保護の申請を一人受け付けると、それはケースワークを担当する職員の負担を増やすことになるため、無言の圧力がかかっているのだという。(稲葉 2013:49)このように、「水際作戦」の背景には国と自治体間での財政や人的体制が複雑に絡み合った結果、構造的な問題となっており、大きな障壁として受給希望者の前に立ちはだかるものとなっているのである。

## 2.2 受給者へのまなざし:生活保護バッシング

日本の生活保護制度の低い捕捉率の根幹となっている、受給に至るまでの障壁には、上に述べたような福祉事務所の「水際作戦」に代表されるような杜撰な窓口対応のほかにも、受給者に向けられる世間のまなざし、具体的にいえば、メディアを通じた生活保護制度や、その受給者へのバッシングが存在する。そのような生活保護バッシングの典型的な例としては、2012年に報じられた、お笑い芸人の親族が生活保護を不正受給しているのではないかという疑惑に起因して発生した一連の騒動が挙げられる。

以下、簡単な経緯を述べていく。騒動の契機となったのは、2012 年 4 月 12 日、女性セブンという週刊誌が、"人気お笑いコンビ A の母親が生活保護を受給している"という記事を掲載したことだ。その記事の内容は、母親との関係も問題なく、A 自身の収入も高い水準で安定しているにも関わらず、その A が扶養義務を果たしていないのではないか、いう疑惑を報ずるものであった。2この週刊誌の掲載を契機に、その当事者である A 本人を特定せんとする動きが起こり、その後まもなくネットニュース3によって、河本準一氏がその A であると特定され、報じられることとなった。

そのような報道を受け、自民党の「生活保護プロジェクトチーム」の構成員であった世耕 弘成参議院議員や片山さつき参議院議員が公式ブログにおいて話題となっていた不正受給 疑惑の報道について取り上げ4、河本氏の不正受給について厚生労働省に公式に調査を依頼

<sup>2 「</sup>超人気芸人『母に生活保護』仰天の言い分」女性セブン、2012年4月26日

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「「生活保護の"不正受給"を許すな!」ベテラン芸能記者が、次長課長・河本準一と吉本 興業を指弾!!」日刊サイゾー, 2012年4月19日

<sup>4 「</sup>河本準一氏の「年収5千万円、母親生活保護不正受給疑惑」について、厚労省の担当課

したような旨や、河本氏に不正受給問題への説明を求め、もしもその説明がなされない場合は内閣への質問主意書による調査を進めるという旨の掲載を行い、河本氏を糾弾した。そのような流れを受け、河本氏は会見を開き、報じられていた不正受給については否定をしつつ、生活保護に対する認識が甘かったことを謝罪した。5この一連の報道は社会問題へと発展、生活保護バッシングという世間の潮流を生み出し、生活保護受給に伴うスティグマをより一層強めることとなった。(稲葉 2013:76) その冷たい世間の視線は受給者に精神的な危害を加えた。2012年6月に開かれた、生活保護利用者のための電話相談には、一連の生活保護バッシング報道によって、不安や苦痛、自殺念慮を覚えた人や、身体的不調を覚えたという旨の相談が多数寄せられたという。(生活保護問題対策全国会議 2012:64)

また、近年では、2017年1月に報じられた、神奈川県小田原市の生活保護担当部署の職 員が「保護なめんな」「不正を罰する」などの文言をプリントしたジャンパーを着て各世帯 を訪問していた問題も、生活保護のバッシングの典型例として挙げられる。そのジャンパー の背面には、「生活・保護・悪撲滅・チーム」を意味するという「SHAT」という文字が大き くプリントされ、「我々は正義だ」「不当な利益を得るために我々を騙そうとするならば、あ えて言おう。クズである」などの文章が英語で書かれていた。また同部署では「SHAT」と いうロゴをあしらったポロシャツ・フリース・マグカップなど、多種多様なグッズが作成さ れていたことが明らかとなった。(生活保護問題対策全国会議 2017:6) 上記に述べたお笑 い芸人の母親にまつわる報道や、「生活保護なめんな」と書かれたジャンパーにまつわる報 道。その2つに共通することは、どちらも「不正受給」を悪だとしているということであ る。たしかに、不正受給は許されるべきものではない。しかし、不正受給の割合は、金額べ ース(不正受給額:保護費全体)では0.5%程度、件数ベース(不正受給件数:保護受給世 帯数) では近年 2%程度で推移しており (稲葉 2013:50)、全体から見ればごくまれな現象 であるといえる。このように、ほとんどの生活保護制度利用者は適正に保護を利用している のにも関わらず、不正受給をバッシングする報道が過激に行われていることは異様だとい える。そのような報道によって植え付けられた受給者に対する誤ったまなざしは、受給をす る上で大きな障壁だといえるのではないだろうか。

#### 2.3 問題解決のための運動と対策

本節では、上に述べたような問題について、現在どのような対策が講じられているかという点について整理して述べていく。現状、「水際作戦」については、各法律家と NPO 法人

長に調査を依頼しました」片山さつきOfficial Blog, 2012年5月2日 「高年収タレントの親族の生活保護受給問題:本人の説明が必要」 世耕日記, 2012年5月16日 http://blog.goo.ne.jp/newseko/e/7a2cd1198153446921c05c208040afab

http://www.cyzo.com/2012/05/post 10662.html

-

<sup>5 「</sup>芸人保険もないしパニックになった」次長課長・河本準一記者会見を無編集ノーカット全文掲載」日刊サイゾー,2012年5月25日

が申請のノウハウを分かち合うことによって、対抗する力をつけている。(稲葉 2013:63) その対抗の転機となったのは、2006 年 10 月、日本弁護士連合会が人権擁護大会において 「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」6 を採択し、その中で「生活保護の申請、ホームレス問題等の生活困窮者支援の分野における 従前の取り組みが不十分であったとの反省」の表明を行ったことである。この決議がきっか けとなり、全国で法律家らによる生活保護の相談窓口が設置され、また、そのような法律家 の運動と各 NPO 団体との連携が進み、申請支援の活動が活発化した。稲葉(2013:63) に よると、「水際作戦」に対抗する一番のノウハウとは、福祉事務所に申請書を出してもらう のではなく、あらかじめ申請書を用意して持っていくということである。例として、認定 NPO 法人 自立生活サポートセンター・もやい(以下もやい)の取り組みが挙げられる。も やいのウェブサイトでは、福祉事務所まで来られない遠隔地の方のために生活保護の申請 書をダウンロードできるようにしている。7 また、首都圏の法律家を主体とするホームレス 総合相談ネットワークは、申請のノウハウをまとめた『路上からできる申請ガイド』という 本を出版し、東京都内の路上などで約 25,000 部を無償配布している。この本では、生活保 護の申請書などを切り取って、そのまま使用できるようになっているという。(稲葉 2013:64) このように、受給への障壁を軽減するために、法律家や NPO 法人が、様々な対策を講じ ている一方で、実際に生活保護の窓口業務を担う自治体側はどのような対策を講じている のだろうか。それは、「生活保護なめんな」ジャンパー問題の現場であった、神奈川県小田 原市が事件を受けて掲載した、「生活保護行政のあり方検討会報告書」によく見ることが出 来る。小田原市(2017:7)は、その「ジャンパー問題」を受けて、生活保護の現場レベルの問 題点として、「援助を必要とする側の視点の軽視、支援者としての意識の弱さ」ということ を挙げている。このような問題に対して、小田原市は大きく分けて4つの改善策を提示し、 "ひらかれた生活保護行政"を目指すことを明言している。(小田原市 2017:10-13)以下、そ れら4つの改善策について簡単に述べていく。1つ目は、「援助の専門性を高める研修や連 携による学びの場の質的転換」である。生活保護は何のためにあるのか、そもそもケースワ ーカーの仕事とは何であるか、という基本的な考え方の理解を深め、その理解によって自然 に湧き出る態度が、制度利用当事者との信頼関係の大前提になるという。2 つ目は、「利用 者の視点に立った生活保護業務の見直し」である。ジャンパー問題が起こっていた当時は、 職員内での団結維持に心を奪われ、当事者とのかかわり方については意識が向かず、支援者 としての意識が希薄であったことから、まずは当事者の声を聴くことから始め、利用者の視 点に立った生活保護業務の見直しとして、相談窓口や保護のしおりの見直しを行うととも に、援助の在り方を見直していくという。3つ目は、「利用者に寄り添いケースワーカーが 職務に専念できる体制づくり」である。従来重視されてこなかったケースワーカーの処遇改

<sup>6</sup>貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議 日本弁護士連合会、2006年10月6日

https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\_liberties/year/2006/2006\_2.html 7 生活保護申請用書類・4点セット NPO 法人自立生活センター・もやい http://www.npomoyai.or.jp/wp-content/uploads/2015/04/seihoshinseiset.pdf

善として、職員配置の拡充や偏在化の見直しなどを行い、利用者に寄り添い、ケースワーカーが職務に専念できる環境を整えるという。最後は、「『自立』の概念を広げ、組織目標として自立支援の取り組みを掲げる」ということである。「自立」の概念を従来と比べて広げた上で、組織目標に本当の「自立支援」を掲げ、庁内連携や地域力を生かした自立支援プログラムに取り組み、その取り組みを通じて、制度利用当事者はもちろん、ケースワーカーの自尊感情を育んでいくのだという。

このように、自治体単位や、その周縁において様々な受給に障壁に対する改善策が講じられているが、依然として日本の生活保護制度捕捉率は低いままである。私は、その原因を、日本が実施している社会保障制度、もとい日本の政治に対する不信や、日本社会が抱える貧困問題の構造的な部分に起因していると推察する。そのような構造的な原因について、第3章にて整理し論じていく。

# 3. 生活保護バッシングの背景にあるもの

## 3.1 社会保障制度への不信

前章の最後において、生活保護制度の捕捉率が低い原因の一つとして挙げた"日本の社会保障制度や、日本が実施している社会保障制度の不信"という推察をより明白にするために、高福祉高負担を国民が受け入れている国家のモデルケースとして、スウェーデンの実情を引用する。まず初めに、日本に比べてスウェーデンの国民がどれほどの高負担高福祉の中で暮らしているのかという点について述べる。翁・西沢・山田・湯元(2012:138)によると、税や社会保険料を国民所得で割った「国民負担率」という割合では、日本は38.3%であるのに対し、スウェーデンは69.5%であり、付加価値税率においては、日本が5.0%であるのに対し、スウェーデンでは最高で25.0%という値になっている。このデータからも読み取れる通り、国民は高負担の中で暮らしているといえる。

一方、「高福祉」という観点ではどうだろうか。以下、GDPに対しての各国家負担費の値を述べていく。GDPに対する社会保障給付費の割合は日本では18.7%であるのに対し、スウェーデンでは27.3%、公的教育支出率では日本は3.4%であるのに対し、スウェーデンでは6.8%(翁ほか編2012:139)また、積極的労働市場政策費率では日本は0.5%であるのに対し、スウェーデンでは1.1%となっている。このデータから読み取れるのは、スウェーデンの国や自治体は、日本に比べて様々なものに対して支出を行っているということである。(翁ほか編2012:141)

なぜ、スウェーデン国民はこのような高負担を受け入れることができているのだろうか。 翁・西沢・山田・湯元(2012:148-150)は、3つの理由を挙げている。1つ目は、税と社会 保障が地方分権型となっているため、受益と負担の関係が見えやすいこと。また2つ目は、 社会保障の内容が高齢の世代に偏ったものではなく、現役世代にも恩恵をもたらすもので あり、納税者の納得感が高いということ。最後は、政治・政府に対する国民の絶大な信頼が あるということである。本章では、主に最後に述べた政治への信頼という点に注目し、詳述 する。

山崎(2012:9-10)によると、福祉国家としてのスウェーデンは一朝一夕で構築されたも のではなく、その社会保障制度の基礎は 1930 年代から 40 年代に形成されたという。世界 大恐慌のあと、ファシズムが台頭する時代にあって、スウェーデンは対外的には中立の維持 に努め、社会民主党の長期政権下で社会的弱者を支える仕組みづくりに力を入れていた。そ の後、第二次世界大戦中にも中立政策を守り、国土が戦禍を免れたために戦後の欧州諸国の 復興需要で大きな恩恵を受けた。このことから、他国に先駆けて 1950 年代に労働力不足に 直面したために、外国人労働者の積極的な受け入れに加えて、女性の社会進出の促進政策を 図った。女性が家庭から出て社会で働くためには、育児や介護などの仕事を家庭外で担う必 要が出てくる。 このため、 これら分野を公的部門が肩代わりする形で社会保障制度の拡充が 図られたのだという。 また、山崎(2012:10-11)は、そのようにして形成されたスウェー デンの福祉国家としての基礎は、戦後の経済構造の変化に合わせて柔軟に改革を続けてい ることを指摘している。

そのような柔軟な社会保障制度の変革が、国民の政治的な信頼にどう結びついているの か、その様態は、それぞれの国民投票率に見ることが出来る。2018年9月に行われたスウ ェーデンの総選挙、その投票率は87.18%であり8、日本において2017年10月に行われた 第 48 回衆議院議員総選挙の投票率の 53.68%と比べても極めて高い数字となっている。こ のような高い数字が示唆することは、「投票の結果によって自分の社会を取り巻く諸制度を 変えることができる」という実感そのものではないだろうか。その一方で、日本の投票率の 相対的な低さは、「投票しても何も変わらないのでは」という意思の表れであると考える。 一方、スウェーデンに比べて、日本国民は自国の社会保障や政治についてどのように考えて いるのだろうか。スウェーデンに比べた、日本の相対的な政治への不信を示す材料として、 投票率のほかにも、読売新聞社が、調査を取った、社会保障制度に対する信頼度について調 査したデータについて記載する。2012年に実施した調査データによると、「日本の社会保障 制度は信頼できると思うか?」という問いに対して、「信頼できる」と回答したのは、わず か 18%に留まるという。10

このような不信の根幹はどこにあるのだろうか。吉田(2014:243)は、「政治が国民の期 待に沿ったほどの働きをしていないことである」と述べている。また、吉田(2013:244)は、 政治不信について、とりわけ日本に特徴的な要素について、以下のように整理している。

日本の政治不信で特筆されるべきは、これが他国のように一九六○年代以降に急増した のではなく、戦後一貫して強かったことである。日本の政治不信の特徴として、1.政権交

https://tatsumarutimes.com/archives/21651

<sup>8 2018</sup> 年スウェーデン総選挙の結果は? | #スウェーデン総選挙 現地からリアルタイム 更新まとめ Tatsumaru Times 2018年 11月 24日

<sup>9</sup>国政選挙における年代別投票率について 総務省 2018年10月4日

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo s/news/sonota/nendaibetu/

<sup>10 [</sup>社会保障]「制度を信頼」は18%…ネット400人調査 YOMIURI ONLINE 2018年11月24日 https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20120405-OYTEW51661/

代や政治改革があっても政治不信は高止まりしているか、もしくは増加傾向をみせていること、2、官僚よりも政治家や政党に不満が向けられていること、3. 地方自治体ではなく中央政府への不信感が強いこと、4. 不満層が都市住民、高学歴層、若年層に集中していること、の四つが挙げられる。一九八〇年代のバブル経済真只中でも政治不信が強かったという事実も、政治不信は経済状況の変数ではなく、もっと根深いものであることを示している。(吉田 2013:244)

このような根深い政治不信は、転じて、後述する「自分が何をしても変わらない世の中」 というネガティブイメージを国民に植え付ける強い作用を担っていると考える。このネガ ティブイメージは、そのまま、社会保障制度への信頼を損なうことに繋がるのではないだろ うか。

#### 3.2 根強い自己責任論

上のように、スウェーデンと日本を比較したときに浮き彫りになる、日本人に特徴的な点はかなり興味深いものであるといえる。本節では、そのような日本特有の国民性や言説について整理して述べる。まず初めに、貧困の自己責任論というものを挙げる。貧困の自己責任論とは、文字通り、その人が貧困に陥った責任はその人自身にあるというものであるが、この言説を湯浅・関根(2008)は椅子取りゲームに例えて説明している。以下その記述を引用する。

例えば、10人に対して8つの椅子で椅子取りゲームをやれば、2人は座れないわけですが、その時、何に注目するかですね。座れなかった2人に対してあの人たちは何で座れなかったんだろうというところに注目して、そういう問題を立てると、そこにその原因が見つかるわけですね。(中略) 完璧な人なんかいませんからね。今ある結果がなぜもっと良い結果ではないのか、その原因を本人の中に探そうとすれば、何かは見つかるんですよ。これが自己責任論だと思うんです。(関根・湯浅 2008:84)

このような自己責任論のメカニズムは、間違ってはいないが、間違っていないというよりかは本人が反抗できないような状態に追い込むためには非常に便利な論法であるという。 (関根・湯浅 2008:84) また、自己責任論的な人に注目する問いの立て方は、日本社会においてとても強いということを、関根・湯浅 (2008:84) は指摘している。

また、この他に日本人特有の国民性として、「人に迷惑をかけてはいけない」という思想があると考える。このことは、しばしば他国との比較で指摘されていることである。<sup>1111</sup>加賀(2009)はそのような日本人特有の国民性についてこう述べている。「集団の和を重んじ、見られる自分を強く意識する社会にあっては、相手の視線や言葉の裏に隠された勘定まで

<sup>11 「</sup>人様にご迷惑をかけてはいけない」?「適切な迷惑」の掛け方がへたくそな日本人 BLOGOS https://blogos.com/article/63793/

読み取って心配りのできる人が、高く評価されてきました。その繊細な感情ゆえに、日本独自の文化や芸術を生み出すことができたわけですが、一方で、人目を気にし過ぎたり、主体性や自主性が育ちにくいという問題も生じてしまった。」加賀(2009:52)

このような日本人特有の国民性は、生活保護受給に対するスティグマ性に大きく作用す るものである。だが、それだけではなく、私はこのような日本人特有の国民性と、前述した 自己責任論は非常に親和性が高いと考える。なぜなら、貧困の自己責任論において問われる 問いは証拠に裏付けられたものではなく、一方では無視出来るほどの、根も葉もないこじつ けである可能性があるにも関わらず、加賀(2009:52)が述べたような国民性が災いして、 他人からの視線を強く意識してしまうがために、その自己責任感を強めてしまうのではな いかと考えられるからである。このような日本人特有の国民性が災いして、本人にとって必 要な社会保障が享受できずに、結果的に凄惨な事件に繋がってしまった例が多く存在する。 その典型的な例として、京都認知症母殺害心中未遂事件12が挙げられる。その事件とは、当 時 54 歳の男性が、86 歳の認知症の母親を殺害したという介護殺人事件であるが、その殺害 に至るまでの過程に注目したい。男性は、殺害に至る 10 年前から母と 2 人暮らしをしてお り、5年前からは認知症の進行によって昼夜が逆転した生活を行っている母に付き添い、ほ ぼ睡眠を取らずに介護と工場勤務を両立させていた。しかし、そのような生活も長くは持た ず、勤め先の工場を休職せざるを得なくなり、ほどなくして退職。その後は介護と両立でき る仕事を探したが見つからなかった。そこで、男性は地元の伏見福祉事務所保護課に3度 足を運び、生活保護の相談をした。しかし、「働いてください」と一蹴され、受給はできな かった。また、男性は「人に迷惑をかけたくない」「返せない金は借りたくない」と他人に 頼る姿勢を見せず、結果として、母親との心中未遂に至ってしまう。

この事件は、「働くことができる」すなわち、「働けるはずなのに働いていないことが悪い」 という自己責任論を振りかざし、水際作戦を行った福祉事務所と、「他人に迷惑をかけては いけない」という日本人特有の国民性が交差した、典型的な例であるといえる。

このような自己責任論や国民性が機能してしまう背景には、日本社会の社会構造それ自体に問題があるのではないだろうか。次章では、そのような日本社会の構造上の問題に着目し、整理していく。

## 3.3 "すべり台社会"とセーフティネットの不在

現状の日本の社会保障制度の問題点を端的に表したものとして、「すべり台社会」(湯浅2008:33) という言葉が存在する。湯浅によれば、日本のセーフティネットは雇用(労働)のセーフティネット、社会保険のセーフティネット、公的扶助のセーフティネットという三層で構成されている。(2008:19) そのような三層構造であるのにも関わらず、一度雇用のセーフティネットからこぼれ落ちた途端に、他のどのセーフティネットにも引っかかることなく、どん底まで落ちてしまう。その様子を湯浅(2008)は「すべり台社会」と形容してい

12朝日新聞 2006 年 7 月 21 日朝刊「介護の『悲劇』防ぐには 認知症の母殺害、きょう京都で判決」

る。そのような"すべり"を生み出してしまう原因とは何か。それを解き明かすため、上述 した三層のセーフティネットについてそれぞれ整理していく。

まず初めに、雇用のセーフティネットの問題について述べる。近年の日本社会における雇用の変化としてまず挙げられるのは、非正規雇用者の増加である。湯浅(2008:21)によると、1990年代の長期不況以降、正規雇用から非正規雇用への代替が急速に進んだという。総務省(2018)が公表している労働力調査<sup>13</sup>によると、1990年3月には880万人であった非正規雇用者数は、2018年3月には2007万人と、倍近く増加している。このような変化を先導したのは企業である。(湯浅2008:23)当時の経団連が、労働者を「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」に三分類し、一部の主力正社員以外は派遣や請負による非正規でまかない、それによって人件費を軽減して企業業績を好転させようと提唱したことに起因する。企業が生き残り、日本経済が不況を脱するためには非正規化もやむなしという風潮のもと、働く人たちの意思とは別のところで雇用の非正規化が進められたのである。非正規労働者は、安定した地位もなければ、賃金も安い。また、短期の雇用打ち切りによる失業のリスクも高く、働くことが生活を成り立たせるセーフティネットの役割を必ずしも果たしていない。このように、雇用のセーフティネットから漏れ落ちてしまう人が増えていることが、雇用のセーフティネットにおける問題であるという。

続いて、社会保険のセーフティネットはどうだろうか。社会保険には、被用者(雇われて働く人)のための厚生年金・雇用保険・健康保険や労災保険、介護保険などの多様な制度が含まれているが、この社会保険のセーフティネットにも、大きな穴が開いているという。(湯浅 2008:24) その最たる例は雇用保険である。先述した通り、企業が人件費削減のために労働者の非正規化を進めた結果、雇用されているにもかかわらず雇用保険に加入していない労働者が増えている。(湯浅 2008:25) その結果、失業給付の受給資格を持たぬまま職を失う非正規労働者という、雇用と社会保険の二つのセーフティネットから同時に排除されてしまう存在が生まれてしまうのである。

最後に、公的扶助のセーフティネットはどうか。日本の公的扶助制度としては、第1章から述べている生活保護制度がある。この生活保護制度の問題については第二章で整理した通りである。この三層それぞれの問題を、「働く貧困層(ワーキング・プア)」層に当てはめてみると、「すべり台社会」という様相が明らかになる。非正規化が進んだ後に労働市場に出ていった若者たちにとって、正規雇用職に就くことはかつてよりずっと難しくなっている。非正規雇用で働けば、より高い失業リスクに晒される。また、非正規雇用であるがゆえに雇用保険に加入しておらず、失業しても失業給付を受けることが出来ない。さらに、この「ワーキング・プア層」はたとえ生活困窮に立ち至ったとしても、事実上生活保護を受けることが出来ない。そもそも生活保護という制度自体を知らない人や、たとえ知っていたとしても自分が受けられるとも、受けたいとも思わない。さらには、本当に生活に窮して自治体窓口を訪れたところで、「まだ若いんだから働けるはずだ」という「水際作戦」が待ち受けている。湯浅(2008:31)は、「ワーキング・プア層」が社会から滑り落ちるさまをこのように述べている。

http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo\_8

<sup>13</sup>労働力調査 長期時系列データ,総務省統計局

また、湯浅(2008:59-60)は、このような"滑り落ちるさま"を「排除」と形容しており、 貧困状態に至る背景には「五重の排除」があると述べている。第 1 から第 4 の排除は、教育 課程・企業福祉・家族福祉・公的福祉、それぞれから排除されることであり、それらは上述 した三層のセーフティネットの問題に近しいものであるが、最も興味深いのは第 5 の排除 である。第 5 の排除とは、「自分自身からの排除」である。以下、その排除がどのようにな されるか、またどのような状態なのかという点についての記述を引用する。

何のために生き抜くのか、それになんの意味があるのか、何のために働くのか、そこにどんな意義があるのか。そうした「あたりまえ」のことが見えなくなってしまう状態を指す。第一から第四の排除を受け、しかもそれが自己責任論によって「あなたのせい」と片付けられ、さらには本人自身が内面化して「自分のせい」と捉えてしまう場合、人は自分の尊厳を守れずに、自分を大切に思えない状態にまで追い込まれる。(中略)周囲からの排除を受け続け、外堀を埋め尽くされた状態に続くのは、「世の中とは、誰も何もしてくれないものなのだ」「生きていても、どうせいいことは何一つない」という心理状態である。(湯浅 2008:61)

このような「自分自身からの排除」は、前項で述べた「政治への不信」という要素、とりわけ、前述したスウェーデンと比較した時の「投票の結果によって自分の社会を取り巻く諸制度を変えることができる」という実感に非常に関連があると考える。また、「自分自身からの排除」だけではなく、それぞれの排除に目を向けることこそ、本稿の題目に定めた「在るべきセーフティネット」のかたちを生み出すことに繋がると考える。次章にて、そのセーフティネットの在るべき形について、その制度を享受する国民はどう在るべきなのか、また、その制度自体をどのように変革すべきなのか。以上2つの視点から提言を行っていく。

# 4. 日本のセーフティネットのあるべき姿

#### 4.1 社会規範

本章では、第 3 章で整理した生活保護における問題の根幹を担っている要素を受け、日本の国民が生活保護制度、ひいては社会保障制度を利用し支えていくにおいて持つべき社会規範、すなわち国民はどうあるべきか、すなわち、どのような眼差しで臨むべきか、という点について考察していく。

生活保護受給者、また制度利用者ではない人々に共通して言えるもっとも肝要な点は、自己責任論的な狭い思考からの脱却であると考える。生活保護バッシング報道など、様々な要因が作用した結果、生活保護制度に対してマイナスイメージが根強く残っていること。また、そのようなマイナスイメージが転じて、受給へのハードルを高めてしまったり、現に受給している人に苦痛を与えてしまっていることについては第2章で述べた通りである。私は、そのようなマイナスイメージの定着をより強固にしている主な要素として、第3章で述べた自己責任論が挙げられると考える。生活保護に対するマイナスイメージと、自己責任論が

根強い (関根・湯浅 2008:84) 日本社会においては、生活保護受給者は、"私が悪いから受給している。受給に至ってしまったのは私に責任がある"と決めつけてしまい、一方生活保護制度利用者ではない人々にとっては、"受給に至ってしまったのは受給者自身に責任がある"と決めつけてしまうのではないだろうか。この決めつけは、生活保護受給に至ってしまった原因や、その責任の所在をうやむやに隠してしまうものであると考える。以上の現象を解決するために、日本国民が持つべき眼差しこそが、先述した自己責任論的な狭い思考からの脱却なのである。つまり、自己責任論から脱却し、受給に至った責任と原因はどこにあるのか、その根幹を探るという眼差しを持つべきなのである。関根・湯浅(2008)の表現で述べると、"椅子取りゲームの椅子の数に目を向ける"ということだ。そのような眼差しを持つことによって、人々は自己責任論という檻に捕らわれることなく、然るべき要素に責任を置くことが可能になる。また、そのような責任の所在が、前述したような社会構造や、現行の社会保障制度の抜けや漏れに在る場合は、その現行の施策や取り組みに対して、適切な課題意識を持つことが出来ると考える。

また、このような意識は、第3章で述べた、「人に迷惑をかけてはいけない」という国民性、またその思考が転じて生まれる生活保護の漏給の改善のきっかけとなり得るものではないだろうか。自己責任論的思考から抜け出し、生活保護受給に至ってしまった責任、湯浅(2008)のように言い換えれば、"すべり台社会で滑ってしまった"責任は、自分自身に在るのではなく、現行の或る社会保障制度の欠陥に因るものだと置き換えることにより、そのような滑った自分を受け止めるセーフティネットとして、生活保護を使って然るべきという思考の転換が可能になる。このような思考の転換は、生活保護受給に対するハードルを下げ、日本人の国民性が災いした結果起こっている生活保護の漏給という問題を改善するきっかけになり得るだろう。

さらに、上述した自己責任論からの脱却から転じた、適切な課題意識を持つということは、制度利用者とそうでない人というくくりだけではなく、各自治体・福祉事務所など、制度運用者側にも言えることではないか。この考えを、第2章1節で述べた、窓口で行われる「水際作戦」に当てはめる。"生活保護を受給できないのはひとえに受給希望者に責任がある"と決めつけ、受給希望を反故にしてしまうのではなく、受給に至ってしまう原因はどこにあるのか、もし受給条件を満たしていないのであれば、どこに改善の余地があるのかという眼差しを各自治体が持つことによって、生活保護受給の窓口となる現場はより良い機能を果たすのではないだろうか。

第3章にて述べたような日本社会の生活保護受給における構造的な問題を解決へと向かわせるために、日本国民が持つべき眼差しとは、以上の通りである。次節では、そのような眼差しを踏まえつつ、生活保護制度を含む社会保障制度の側から改善すべき点について考察する。

#### 4.2 制度·政策

本節では、本稿全体、とりわけ前節の内容も踏まえつつ、社会保障制度・政策の側から改善すべき点、その具体的な提言を行っていく。制度の側から、現状の問題を解決せんとするには、生活保護制度ではなく、その手前にある各社会保障制度を整備することが大前提にあ

ると考える。具体的にどの社会保障制度を改めるべきかというと、湯浅 (2008) が整理した、その3層のセーフティネット、その3層それぞれにおいて、排除が行われないような施策改善を行うべきなのである。その3層の中でも上層にあたる、雇用のセーフティネット・社会保険のセーフティネットを整備することによって、その社会保障制度の"網"に引っかかり、より下層のセーフティネットに頼らずとも、生活を立て直すことが可能になるだろう。また、そのような上層のセーフティネットを整備することは、生活保護制度の適切な運営に間接的に結びつく。なぜなら、雇用や社会保険という上層のセーフティネットによって救われる人々が増えれば増える程、生活保護制度はより、本当に生活保護制度を必要としている人々に行きわたる制度となるからだ。

このような、生活保護制度より上層のセーフティネットの整備を大前提として、生活保護制度自体が改善すべき点としては、受給条件の明確化が挙げられる。この受給条件の明確化という点についても、湯浅(2008)が整理した三層のセーフティネットの考えを応用することが出来るだろう。 具体的にいうと、「雇用のセーフティネットは、こういった理由から享受することが出来ない」また「社会保険のセーフティネットも、このような理由から享受することが出来ない」という証明が出来た時に、無条件で支給できるようにすべきということである。このとき、生活保護制度を利用する受給者にとっては"受給しなければならない必然性"が生まれ、受給に付随するマイナスイメージや、「他人に迷惑をかけている」という実感をいくばくか軽減することが可能になる。また、より上層のセーフティネットの恩恵を享受できなかったことを証明するプロセスは、受給に至った責任を自分ではなくより上層のセーフティネットに置換することと同義であり、前節で述べた自己責任論からの脱却という取り組みをそのまま実践する仕組みとなっている。以上のことから、受給条件を明確にすることは、生活保護制度自体が変革すべき点であると考える。

また、生活保護制度を含む、各社会保障制度・セーフティネットの施策は、その時代時代の社会問題を反映した、適切な変革がなされるべきであると考える。第 3 章で取り上げたスウェーデンがその適切な変革を行っている最たる例であり、そのような変革を行った結果、同国の社会保障制度が張るセーフティネットの網は手厚く、また、同国民が政治に対して高い参加意識を示していることは、前述した通りである。そのような適切な施策運営があれば、そのセーフティネットの網から漏れる人も減り、また生活保護制度が最後のセーフティネットとして有効に機能した結果、第 2 章で述べたような生活保護制度へのマイナスイメージや、受給への障壁という問題も改善されると考える。そのような適切な社会保障制度の運営と、前節で述べた自己責任論からの脱却によって、在るべきセーフティネットとしての姿を確立できるのではないだろうか。

# おわりに

第4章の結論部分において述べた「生活保護受給条件の明確化」並びに「他セーフティネットの整備」は単なる提言に留まり、実現する可能性は極めて薄いだろう。しかし、本稿の 意義は、もう少し違うところにあると考える。執筆者である私を含め、この論文を読んでい る方々はこれからも日本社会の中で生きていく人々が大半であろう。その人生の舞台となる現代の日本社会では、依然として生活保護制度に対するマイナスイメージは根強く、生活保護バッシングを行う人々、また受給者を蔑視する人々が一定数存在する。また、日々新たな社会問題が勃発し、その問題から国民を如何にして救うか、という形で社会保障制度は幾度となく変革を迫られるだろう。そのような社会の中でも"セーフティネットの在るべき姿"また"セーフティネットに対して持つべき眼差し"という視点を念頭に置き、「自らが生きる社会を常に考えながら生きていくべきだ」という示唆の役割を本稿が達成せんことを願ってやまない。末筆ながら、本稿に指導を賜った岡部耕典教授に厚く御礼を申し上げます。

## 参考引用文献

池田和彦・砂脇恵、2009『公的扶助の基礎理論』ミネルヴァ書房

稲葉剛, 2013、『生活保護から考える』岩波新書

翁百合・西沢和彦・山田久・湯元健治,2012『北欧モデル 何が政策イノベーションを生み 出すのか』日本経済新聞出版社

小田原市,2017『生活保護行政のあり方検討会報告書』

http://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/305183/1-20170406145937.pdf (最終閲覧日:2018 年 12 月 18 日)

加賀乙彦,2009『不幸な国の幸福論』集英社新書

厚生労働省.2017『生活保護制度の現状について』

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-

Sanjikanshitsu\_Shakaihoshoutantou/0000164401.pdf

(最終閲覧日:2018年12月10日)

生活保護制度研究会編著,2018,『保護のてびき平成30年度版』第一法規

生活保護問題対策全国会議編著,2012,『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&Aでわかる生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店

生活保護問題対策全国会議編著,2017『「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える』 あけび書房

関根秀一郎・湯浅誠,2008『脱・排除社会 人が、人らしく生きられる社会にするために』サンガ新書

日本弁護士連合会,2012, 『今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの?』

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatuhogo\_qa.pdf (最終閲覧日:2018 年 12 月 15 日)

本田良一、2009『ルポ 生活保護』中公新書

山崎加津子,2012『スウェーデンの社会保障制度に学ぶ』大和総研調査季報 2012 年新春号 vol.5

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/europe/cho1201\_01all.pdf

(最終閲覧日:2018年12月18日)

湯浅誠, 2008, 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書 吉田徹,2013『感情の政治学』講談社選書メチエ